

令和〇年〇月〇日

鉄道弘済会健康保険組合 殿

念 書

資格喪失後（退職後）の傷病手当金受給期間中に以下の事象が発生した場合は、所定の手続きをいたします。

- 雇用保険失業給付金の給付手続きを行った（受け取っていた事実が判明した）場合はすみやかに鉄道弘済会健康保険組合へ申出をし、傷病手当金と重複して受給した場合は傷病手当金を全額返金します。
- 同一傷病により「障害厚生年金」「障害手当金」を受給することとなった場合はすみやかに鉄道弘済会健康保険組合へ申出をし、重複して受給した場合は傷病手当金の全額の返金もしくは年金と傷病手当金との差額精算に応じます。
- 「老齢厚生年金」「老齢基礎年金」「退職共済年金」等を受給することとなった場合はすみやかに鉄道弘済会健康保険組合へ申出をし、重複して受給した場合は傷病手当金の全額の返金もしくは年金と傷病手当金との差額精算に応じます。

以上

住所 〒〇〇〇-〇〇〇

東京都文京区小石川 1-1-1

文京ガーデンゲートタワー19階

氏名 弘済会 けんぽ (印)